

仙台市介護保険法に基づく指定調査機関及び指定情報公表センターの指定等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「政令」という。）及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）に定めるもののほか、指定調査機関及び指定情報公表センターの指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第二条 法第百十五条の三十六第二項の申請は、指定調査機関指定申請書により行うものとする。

2 法第百十五条の四十二第二項の申請は、指定情報公表センター指定申請書により行うものとする。

(変更の届出)

第三条 政令第三十七条の四第二項（政令第三十七条の十一において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出（第七条第一項第二号において「変更の届出」という。）は、指定調査機関（指定情報公表センター）変更届出書により行うものとする。

(休廃止の許可の申請)

第四条 法第百十五条の四十一（法第百十五条の四十二第三項において準用する場合を含む。）の許可（第七条第一項第三号において「休廃止の許可」という。）の申請は、指定調査機関（指定情報公表センター）休止（廃止）許可申請書により行うものとする。

(調査事務規程等の認可の申請)

第五条 政令第三十七条の六第一項前段（政令第三十七条の十一において準用する場合を含む。）の認可の申請は、調査事務規程（情報公表事務規程）認可申請書により行うものとする。

2 政令第三十七条の六第一項後段（政令第三十七条の十一において準用する場合を含む。）の規定による変更の認可の申請は、調査事務規程（情報公表事務規程）変更認可申請書により行うものとする。

(調査員養成研修を行う者の指定等の申請等)

第六条 政令第三十七条の七第四項の申請は、調査員養成研修指定申請書により行うものとする。

2 政令第三十七条の七第四項第三号イの規定による変更の承認の申請は、調査員養成研修事業変更承認申請書により行うものとする。

- 3 政令第三十七条の七第四項第三号イの規定による廃止の承認の申請は、調査員養成研修事業廃止承認申請書により行うものとする。
- 4 政令第三十七条の七第四項第三号ロの規定による変更の届出は、調査員養成研修事業変更届出書により行うものとする。

(公示)

- 第七条 政令第三十七条の四第三項（政令第三十七条の十一において準用する場合を含む。）、第三十七条の九（政令第三十七条の十一において準用する場合を含む。）及び第三十七条の十第二項（政令第三十七条の十一において準用する場合を含む。）の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。
- 一 指定調査機関又は指定情報公表センターの名称及び住所並びに調査事務又は情報公表事務（以下この項において「調査事務等」という。）を行う事務所の所在地
 - 二 変更の届出があつた場合にあつては、変更の内容及び届出の年月日
 - 三 休廃止の許可をした場合にあつては、休止又は廃止に係る調査事務等の内容及び休止又は廃止の年月日
 - 四 政令第三十七条の十第一項（政令第三十七条の十一において準用する場合を含む。）の規定により指定を取り消し、又は調査事務等の一部又は全部の停止を命じた場合にあつては、取消し又は停止命令の年月日
 - 2 市長は、政令第三十七条の七第四項の規定により調査員養成研修を行う者を指定したとき又は同条第五項の規定により調査員養成研修を行う者の指定を取り消したときは、次に掲げる事項を公示するものとする。
 - 一 調査員養成研修を行う者の名称及び住所並びに調査員養成研修を行う事務所の所在地
 - 二 調査員養成研修を行う者の指定を取り消した場合にあつては、取消しの年月日

(実施細目)

第八条 この規則の実施細目は、健康福祉局長が定める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(健康福祉局保険高齢部介護事業支援課)